

高島市障がい者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、高島市内に居住する障がいのある人（以下「障がい者（児）」という。）が地域で安心して生活できるように支援し、自立と社会参加を促進しつつ権利擁護の促進を図るため、福祉・保健・医療・教育・就労などの各種サービスを総合的に調整、推進することを目的とし、高島市障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 行政担当者や相談支援事業者などによる訪問又は相談活動を通じ、障がい者(児)のニーズの把握やサービス供給体制の問題点の把握、課題解決のための検討を行う。
- (2) 多様なニーズを有するケース等、処遇困難ケース等についての具体的な処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供の要請を行う。
- (3) サービス提供後の評価を実施するとともに、新たなサービスメニューや施策を検討し、関係機関に対し要望又は助言を行う。
- (4) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障害児福祉計画の推進を行う。
- (5) その他、前条の目的達成のために必要な事業を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる団体等の職員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 指定相談支援事業所
- (2) 指定障害福祉サービス事業所
- (3) 障害福祉施設関係機関
- (4) 保健・医療関係機関
- (5) 教育関係機関
- (6) 就労関係機関
- (7) 関係行政機関
- (8) 高島市社会福祉協議会
- (9) 高島市障がい者基幹相談支援センター
- (10) そのたサービス調整推進のために必要と認められる団体

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出し、副会長は会長があらかじめ指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 改選は年度初めの全体会で行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は、次の各号に掲げる会議をもって構成し、会長が招集する。

- (1) 全体会 構成員の代表により、協議会全体の計画、実績、方向性について報告又は協議する。
 - (2) 定例会 構成員の代表が指名する者により、相談支援事業所の活動報告を中心に、地域情報と課題の共有を図り協議する。
 - (3) 専門部会 自立支援に関する専門事項について協議する。
 - (4) 個別支援会議 市内の地域ごとにケース検討する。
 - (5) 部会長・事務局会議 全体会及び定例会等の運営等について検討する。
- 2 前項に規定する会議については、必要な資料の収集又は調査及び研究を行うためのプロジェクトチームを置くことができる。
- 3 施策及び事業化へ向け、検討及び調整を必要とする地域課題については、施策推進会議を開催し協議する。

(守秘義務)

第6条 協議会関係者は、協議会において知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康保険福祉部障がい福祉課または高島市障がい者相談支援センターコンパスが行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
この要綱は、令和4年6月2日から施行する。